

特定健康診査のご案内

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。メタボリックシンドロームは、糖尿病・脳卒中・心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することで自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

今まで受診されたことがない人も、これを機会に、ぜひ受診してみてください。

■特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人を対象に、5月下旬に「特定健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

ただし、町が実施する「外来人間ドック助成事業」を利用されることはできません。

※被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・共済組合など）の加入者およびその被扶養者は、加入されている保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望される場合は、保健センター（☎ 52-4999）にご連絡ください。

受診料（自己負担金）
52-4999）にご連絡ください。

◇受診料（自己負担金）

受診の際に必要となる費用の一部を助成しますので、40歳から69歳の人は1,000円・70歳から74歳の人は500円で受診することができます（受診料は「特定健康診査受診券」に記載しています）。

◇受診方法

平成28年1月30日（土）までに、郡内の実施医療機関で受診してください（医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください）。

受診の際は、「特定健康診査受診券（もも色）」「質問票」「国民健康保険被保険者証」を必ず医療機関の受付時に提示してください。

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師・管理栄養士があドバイスを行い、生活习惯を見直すサポートをします。

※対象者は個別に通知します。



健康診査のご案内

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する「健康診査」を受診しましょう。

◇対象者

後期高齢者医療の加入者（75歳以上の人、65歳～74歳の人で一定の障害があり認定を受けた人）。対象者には、5月下旬に「健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

受診の際には、医療機関窓口で受診料500円が必要となります。

◇受診料（自己負担金）

原則として、平成28年3月31日（木）までに、実施医療機関で受診してください（医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください）。

受診の際は、「健康診査受診券（オレンジ色）」「質問票」「後期高齢者医療被保険者証」を必ず医療機関の受付時に提示してください。

◇受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。